

ふくおか灯（あかり）のパートナー事業公募要領

第1 目的

市民のニーズは多様化するとともに、企業の社会的責任意識も高まっており、市民・企業・行政の新たな役割分担を図っていかなければならなくなっています。

そこで、企業等の地域貢献の場を提供するために、安全で安心して利用できる道路に必要な市管理道路照明灯の維持管理を福岡市と共働で行う「ふくおか灯（あかり）のパートナー事業」を実施します。

第2 「ふくおか灯（あかり）のパートナー事業」の概要

1 対象となる道路照明灯

(1) 市が管理する道路に設置し、市が管理している道路照明灯が対象となります。

ただし、歩道がある道路で車道部に設置されたもの、電柱その他の施設に共架されたもの及びその他市が適当でないと判断するものは対象外とします。

(2) 見守りの観点から原則としてパートナー事務所の近隣の路線に設置している照明灯を対象とします。

2 役割

(1) 企業等

- ① パートナーとなっていただく道路照明灯の電球の球切れや支柱部分の破損など維持管理上支障となる事象を発見した場合は、市に報告していただきます。
- ② 上記①の事象を地域住民等から連絡を受けた場合にも、市に連絡していただきます。
- ③ 地域住民等へ、本事業のPR に努めていただきます。
- ④ パートナーとなられる企業等には、維持管理費相当額として、道路照明灯1基あたり年間2万円をご負担いただきます。（以下パートナー料）

(2) 福岡市

- ① 道路照明灯の支柱部分に企業等の協力を受けている旨の「管理銘板」（別紙参照）を取り付けます。
- ② 福岡市道路下水道局ホームページで企業等の名称を紹介させていただき、ご希望があれば、ホームページアドレスを掲載させていただきます。
- ③ 福岡市は、照明灯の不具合等の連絡を受けた場合、維持管理上必要な対策を講じます。

(3) 協定の締結

- ① 企業等には，実施していただく維持管理の内容や期間などについて，市と協定を締結していただきます。
- ② 協定の期間は，3年間とし，更新については協議によります。

第3 募集の概要

1 企業等の応募資格

(1) 次の①，②の両条件を満たす企業等とします。

① 法人又は団体であること。

② 次に挙げる企業等に該当しないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律 第2条第1項に規定する風俗営業又は同条5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むもの

(イ) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営むもの

(ウ) たばこに係る事業を営むもの

(エ) 法律に定めのない医療類似行為に係る事業を営むもの

(オ) 政治性又は宗教性を有するもの

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団，同条第6号に規定する暴力団員，暴力団関係事業者であると認められるもの

(キ) 応募の際に民事再生法による再生手続又は会社更生法による更正手続開始の決定を受けているもの

(ク) 応募の際に福岡市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を受けているもの

(ケ) 法律，法律に基づく命令，条例，規則等に違反したことがあり，かつ，当該違反に基づく処分を現に受けているもの

(コ) 前各号に掲げるもののほか，市が適当でないとするもの

(2) 複数の企業等が，任意団体を構成して応募することは可能です。

(3) 個人商店等は，対象とします。

(4) 個人は、対象外とします。

2 応募手続き等

応募を希望される場合には、応募申込書（様式1・2）を提出してください。

3 提出書類：応募申込書（様式1・2）

必要に応じて、次の書類を求めることがあります。

- (1) 商業登記事項証明書（原本）
- (2) 定款（最新のもの）
- (3) その他市が必要と認める書類

4 応募期間：随時受付（通年募集）

受付時間：9：00～17：00（正午～13：00を除く）

（土日・祝日・年末年始を除く）

5 書類提出方法：持参又は郵送とします。

第4 企業等の決定等

1 審査及び選定

- (1) 提出された書類について、対象となる道路照明灯を確認のうえ、本要領に基づき審査し、企業等を決定します。
- (2) 同一路路照明灯に複数の応募があった場合、応募申込み順により決定します。
- (3) 同一路路照明灯に複数の応募があった場合で、申込み順が確定できないときは、協働により維持を行っていただくことから、実施する道路照明灯に最も近接した企業等を優先します。ただし、任意団体等の事務所等のない団体の場合は、別途調整します。

2 審査結果の通知

- (1) 企業等の決定は、応募申込み後、概ね30日以内を予定しています。

(2) 審査結果は、応募者に速やかに文書で通知します。

(注) なお、審査の内容についての問い合わせには応じられません。

3 企業等との協定の解除

下記のいずれかに該当する場合は、協定を解除します。

- (1) 企業等が協定の解除を申し出た場合
- (2) 企業等が第2の(1)で定める役割を果たさない場合
- (3) 企業等が第3の1で定める応募資格を満たさなくなった場合
- (4) 上記に掲げるもののほか、市が適当でない判断した場合

第5 管理銘板

1 表示概要

パートナーの企業名、団体名、店舗名等の入った管理銘板を照明灯の管理上、支障のない位置に設置します。

なお、企業名、団体名、店舗名等の表示内容については、青少年保護健全育成や消費者保護などの観点から、審査基準に基づき福岡市が適否を判断し決定します。

2 管理銘板の製作・設置・管理・撤去

- (1) 管理銘板の製作・設置・管理・撤去は福岡市が行います。
- (2) 管理銘板は、対象照明灯1本につき1枚を設置します。
路面より1.2m以上の高さを確保し、照明灯柱に固定します。ただし、歩道のない車道の場合は、車両の進行方向側とします。
- (3) 管理銘板の設置期間は、福岡市が対象照明灯に管理銘板を設置した日から協定期間の終了日までとします。
- (4) 天災・事故等により対象照明灯を撤去、更新又は移設する必要がある場合は、協定期間内であっても、管理銘板が一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となることがあります。

3 管理銘板の仕様

- (1) 大きさ：縦450mm横150mm（図は、実物大ではありません。）
- (2) 色彩：別紙のとおり
- (3) 材質：アルミ板材+塩化ビニル樹脂

※実物の管理銘板は、文字デザイン、背景色等若干異なります。

第6 その他

企業等は、その所有管理する情報発信媒体において、パートナー事業の活動を紹介することができます。掲載にあたっては、事前に当課にご相談ください。

第7 留意事項

- 1 第5の2の4) の天災・事故等により対象照明灯を撤去、更新又は移設する必要が生じて協定期間内に管理銘板が一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となった場合、及び福岡市が管理銘板を撤去した場合において、照明灯パートナーは福岡市に対して損害賠償・損失補償を請求することはできません。
- 2 照明灯の維持管理費として頂いたパートナー料については、返還致しません。
- 3 更新継続
照明灯パートナーは、協定期間終了の3か月前までに申し出た場合に、福岡市と協議のうえ、再度協定を締結してパートナー料を納めていただくことにより、継続して照明灯のパートナーとなることができます。

応募申込み・問い合わせ先

福岡市 道路下水道局 管理部 道路維持課 電気施設係

〒810-8620 福岡市中央区 天神 1丁目8番1号 TEL 092-711-4488

E-mail doroi.ji.RSB@city.fukuoka.lg.jp

表示銘板（案）

基本図案



色調



グリーン系



ブラウン系



グレー系